

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年2月5日

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332-0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332-0871 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成28年3月期第3四半期累計期間

(2) 当該事象の内容

当社グループに対するコンデンサ製品の取引に関する日本、米国、中国、EU（欧州連合）等の当局による調査及び米国、カナダにおける集団訴訟に対応するための弁護士報酬等並びに当社が、コンデンサに関して台湾公平交易法（日本の独占禁止法に相当）に違反したとして、台湾の公平交易委員会より制裁金の支払を命じられたことによる損失額です。なお、当社は、台湾の公平交易委員会の当該決定について、所定の裁判所に対し行政訴訟を提起する予定です。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成28年3月期第3四半期累計期間の個別決算及び連結決算において、独占禁止法等関連損失514,165千円を特別損失として計上いたします。